

北九州市の次期教育プランの策定について（概要）

1 考え方

現在の「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（教育振興基本計画）」（以下「教育プラン」という。）の計画期間が、令和5年度末で終了する。次期教育プランは、以下の内容を踏まえながら策定する。

- ・国の教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）
- ・市の「新ビジョン（令和6年3月）」と「教育大綱（令和6年4月）」
- ・「北九州市次期教育プラン検討会議」での議論
- ・こどもの意見（アンケート等）、市民意見（パブリックコメント）

教育大綱・・・市長が、教育等の目標・施策に関する根本的な方針について、
 「総合教育会議」の場で教育委員会と協議・調整した上で定めるもの
 （地方教育行政法）

教育プラン・・・教育大綱を踏まえ、教育の基本的な計画（教育振興基本計画）として
 教育委員会が定めるもの（教育基本法）

2 スケジュール（予定）

